

府中市農業委員会だより

10月1日～10月31日は農地管理推進月間です

～農地は適正な管理を～

府中市農業委員会では、農地の保全管理の徹底と利用促進に取り組むため、今年度も「農地管理推進月間」を実施します。期間は10月1日から10月31日までです。期間中は、農業委員会委員が地域パトロールを行い、適正に肥培管理されていない農地があった場合には、適正管理の指導を行います。

市街化区域内的の農地については、市民の皆様のご理解を得ながら、農地であるためのさまざまな優遇措置が取られております。特に、生産緑地地区に指定された農地については、宅地化農地（宅地並み課税の農地）と比較し、多くの優遇措置を受けています。

農業委員会は、農地の無断転用や管理が不十分な農地があった場合に必要な指導を行っています。特に、生産緑地や相続税納税猶予制度適用農地については、重点的に指導に当たっています。

生産緑地や相続税納税猶予制度の意義を再認識していただき、十分な管理をしていただくとともに、「農地管理推進月間」にご理解とご協力をお願いします。

～農地転用は届出が必要です～

農地を駐車場、資材置場、宅地等にするなど、耕作以外の目的で使用するには、事前に、農地法に基づく届出が必要です。

その他、都市計画法等の届出も必要な場合もありますので、市の担当課等への手続きを忘れずに行ってください。

届出等の手続きを行わない転用、届出内容と異なる内容の転用が行われた場合は、転用行為の中止命令や原状回復命令が出されるなど、厳しい措置が取られる場合があります。

また、転用届出手続きだけでは、不動産登記簿の地目は変更されません。法務局で地目の変更の手続きをしてください。



全国農業新聞を購読しませんか

全国農業新聞は、農業委員会系統組織の情報機関紙で、全国農業会議所が発行しています。

☆主な内容：週間単位のニュースと農政解説、農業経営・食・健康に役立つ情報

☆発行日：毎週金曜日

☆購読料：1か月700円（4月より900円に改定予定）

☆申込み：農業委員会事務局へ



肥料代の補助事業の実施

府中市では、昨今の肥料価格の高止まりを受け、マインズ農業協同組合が申込を取りまとめて販売する秋肥・春肥について、同組合へ補助を実施することで、農家の皆様が通常価格よりも安価に肥料をお買い求めいただけるようにします。また、有機堆肥等については更に割引率を高く設定する予定です。詳しくは、産業振興課農政係（335・4143）まで。

令和8年度事業希望調査の実施

府中市では、次に掲げる補助事業を行っており、令和8年度予算編成に向けて事業希望調査を実施します。詳しくは、産業振興課農政係（同上）まで。

〈対象事業〉

- ① 農産物地産地消推進事業（ハウスのビニールの張替え、生産・出荷資材等の購入、体験農園・直売施設の開設整備に対する補助）
- ② 農業経営改善事業（農業用機械用具等の購入、ハウス設置等に対する補助）
- ③ 環境保全型農業経営改善事業（有機堆肥、有機肥料、有機飼料、緑肥の購入に対する補助）

〈対象者〉

前項の①②③の事業は、いずれも農産物を市内で生産し、直売、市場出荷をしている方が対象で、そのうちの②の事業については、（准）認定農業者、東京都認定エコ農産物生産者、農業後継者連絡協議会会員等に優遇措置があります。詳細は、配付される調査書をご覧ください。

〈調査方法〉

調査書は、この「府中市農業委員会だより（令和7年10月号）」と併せて郵送しています。令和8年4月から翌年3月までの間に事業実施予定のある方は、11月19日（水）までに同封の返信用封筒等により産業振興課農政係へご提出ください。

第34回府中市農業まつり

府中市の農業の振興、農産物のPRや、農業者と市民との交流を目的とした秋のイベント「府中市農業まつり」を開催します。

☆日 時：令和7年11月15日（土）・16日（日）

午前9時から午後3時まで

☆場 所：府中市郷土の森博物館（南町6の32）本館前芝生広場



◆農産物品評会へ是非ご参加ください！！

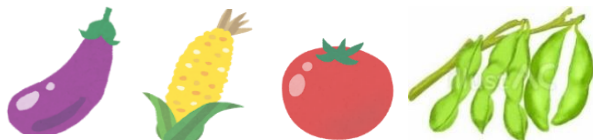
参加賞あり

農業まつりの開催と併せて農産物品評会を実施します（出品及び審査は11月14日（金）。品評会は、腕試しの場であると同時に、丹精を込めて育てた農産物の魅力を広くPRし、府中農業を盛り上げていくための絶好の機会となります。是非、奮ってのご参加をお待ちしております。（別添の「農産物品評会出品申込書（青の印字の用紙）」よりお申し込みください。また、事前申込ができなかった場合にも当日出品が可能です。）

◎「最優秀賞」「優秀賞」「優良賞」を受賞された方には、出荷用の包装紙やパッケージ容器等に貼ることのできる、品評会受賞PRシールを配付いたします。

府中市夏野菜品評会を開催

7月10日にフォーリス1階光と風の広場で



開催され、14農家から127点出品されました。審査結果は次のとおりです。

○最優秀賞

(特別賞)東京都野菜生産団体連絡協議会長賞

な す 市川 光 さん

○優秀賞

(特別賞)マインズ農業協同組合長賞

ミニトマト 松本 良幸 さん

○優秀賞

えだまめ 小松原 哲雄 さん

とうもろこし 高野 茂久 さん

○優良賞

ピーマン 市川 光 さん

ばれいしょ 市川 耕作 さん

な す 西野 公裕 さん

ミニトマト 松本 良幸 さん

おくら 谷中 一貴 さん

○努力賞

な す 市川 光 さん

な す 市川 光 さん

ばれいしょ 市川 耕作 さん

おくら 高野 茂久 さん

にんじん 木村 武幸 さん

きゅうり 小牧 利夫 さん

トマト 小牧 利夫 さん

おくら 小松原 哲雄 さん

きゅうり 小松原 哲雄 さん

ピーマン 西野 公裕 さん

かぼちゃ 松本 俊雄 さん

ミニトマト 松本 良幸 さん

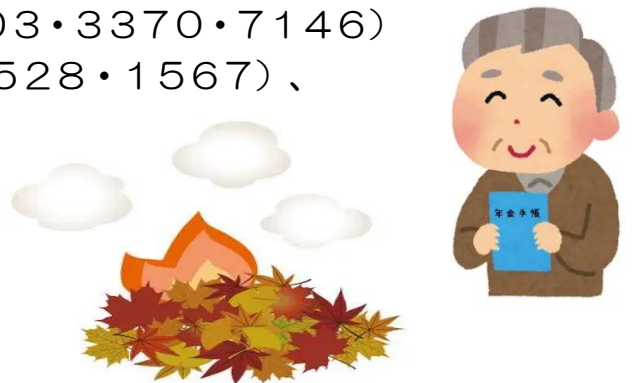
とうもろこし 谷中 一貴 さん

農業者年金について

農業者年金は、自ら積み立てた保険料とその運用益で将来の年金額が決まる積立方式の公的年金です。支払う保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税にも繋がります。

☆加入要件：①国民年金第1号被保険者、②年間60日以上農業従事者、
③20歳以上60歳未満である方、以上のすべてを満たす方です。

☆お問合せ：一般社団法人東京都農業会議（03・3370・7146）
又はJA東京中央会（042・528・1567）、
JA マインズ本店営農指導課
（042・334・6072）
まで。



営農上の注意喚起

～野焼きについて～

農業を営むためにやむを得ない場合等の例外を除き、野焼きは禁止とされています。また、農業上であっても単なる廃棄物の焼却は法令違反となります。特に、**家庭ゴミの焼却などは絶対に行わないでください。**

なお、農業を営むためにやむを得ず野焼きを行う際には、天候や時間帯、方法等の工夫をしたり、無煙炭化器※を導入するなど、近隣環境へ十分に配慮するよう心がけましょう。

※無煙炭化器…剪定枝などを燃焼して炭を生成する道具です。独自の形状で特徴的な対流燃焼を起こすことにより、煙の発生を抑制しながら剪定枝等を燃焼することができます。

◆野焼きをする場合の注意点

- ・短時間で焼却できる量にとどめる
- ・時間帯を考慮する（洗濯物を干している時間帯は避けるなど）
- ・焼却物は事前にしっかりと乾燥させる（湿っていると煙が出やすいため）
- ・風向きを考慮し、風の強い日は避ける
- ・できるだけ住宅の近くでは焼却しない

STOP！特殊詐欺！！

電話で「逮捕状」や「未納」は要注意！

迷わず府中警察署に相談（042-360-0110）

府中警察署・府中市

府中市農業委員会だより（令和7年10月発行）

発行：府中市農業委員会事務局 TEL 335-4492 FAX 360-9370